

中津市建設工事入札金額内訳書取扱要領

平成28年1月26日 中契暦第8号

改正 平成30年 2月15日 中契暦第1号

改正 平成30年11月 9日 中契暦第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条及び第13条の規定により、中津市が発注する建設工事（建設工事として発注する業務を含む。以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札価格の算定根拠となった入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出及びその取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 契約担当者は、市発注工事のうち入札に付するものについて、入札参加者に内訳書の提出を求めることとする。ただし、再度入札の場合は、内訳書の提出を省略させることができる。

(内訳書の記載事項等)

第3条 内訳書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事名及び工事場所（業務の場合は「業務名及び業務場所」。以下同じ。）
- (2) 入札者の商号及び名称、代表者（市との契約締結について委任がある場合は受任者とし、共同企業体の場合は代表構成員とする。以下同じ。）の氏名、代表者印（電子入札システムにより内訳書を提出する場合は、代表者印は不要とする。）

(3) 入札金額の内訳

2 入札金額の内訳は、当該工事の閲覧設計図書に示す「見積参考資料」（金額抜き設計書）の各項目に対応する項目名、数量、単位、単価及び金額を記載するものとし、項目のレベルは次の各号のとおりとする。ただし、特に必要があると認める場合は、別に指示するものとする。

(1) 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）

費目、工種、種別

(2) 建築関係工事（建築工事積算基準によるもの）

種目、科目

(3) 水道工事

費目、工種、種別、細別

(4) その他の工事（その他の積算基準によるもの）

工事の種類及び積算内容に応じて、前3号に準じて作成することとする。

3 内訳書の用紙サイズはA4（縦・横は自由とする。）とし、当該工事に係る「見積参考資料」（金額抜き設計書）の項目に対応させて作成すること。この場合において、土木関係工事にあ

っては様式1、建築関係工事にあつては様式2-1から2-3、水道工事にあつては様式3-1から3-2、その他の工事にあつては準じた工事の様式を参考に作成すること。ただし、市発注工事の入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を契約担当者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、前2項に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

（内訳書の提出方法等）

第4条 内訳書の提出方法は、次のとおりとする。

- （1） 電子入札の場合は、中津市電子入札運用基準の規定により、原則として電子入札システムを利用して電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。ただし、契約担当者が紙での入札参加を認めた場合及び電子媒体又は紙で内訳書を提出するよう指示した場合は、電子媒体又は紙で提出できるものとするが、この場合であっても内訳書の提出期限は第3号に規定する期限までとする。
- （2） 紙入札の場合は、入札時に入札書とともに内訳書を提出すること。
- （3） 内訳書の提出期限は、入札公告等の際に配布する資料に記載された期限までとする。

（審査方法）

第5条 内訳書の審査は、開札後に入札参加者及び落札候補者が提出した内訳書により行うものとし、落札候補者のした入札が無効となったときは、次順位の者を落札候補者とし審査を行うものとする。ただし、契約担当者は必要があると認めるときは、提出された内訳書の内容について当該内訳書を提出した者に説明を求めることができる。

（入札の無効）

第6条 審査の結果、内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第28条第10号に該当するものとして、当該入札参加者又は落札候補者の入札を無効とする。

- （1） 全入札参加者の審査事項
 - ア 内訳書の全部または一部が未提出の場合
- （2） 落札候補者の審査事項
 - ア 内訳書に入札参加者の商号又は名称、代表者名及び代表者印がない場合（電子入札システムにより内訳書を提出する場合を除く。）
 - イ 工事名が未記入の場合、又は記載されている工事名では当該工事に係る内訳書であることが特定できない場合（内訳書の内容により当該工事に係る内訳書であることが特定できる場合を除く。）
 - ウ 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が一致しない場合
 - エ 内訳書に記載されている直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各項目欄に記載された金額の合計と工事価格欄に記載された金額が一致しない場合
 - オ 値引き等の項目が計上されている場合（スクラップ等マイナス計上すべきものを除く。）
 - カ 内訳書のうち、次に掲げる各項目及び金額の記載が脱落している場合（工事価格の積算に影響のないものを除く。）
 - ①土木関係工事

工種、種別

②建築関係工事

種目、科目

③水道工事

工種、種別、細別

④その他工事

①、②又は③に準じる項目

キ その他重大な不備がある場合

(内訳書の取扱い)

第7条 提出された内訳書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (2) 提出された内訳書は返却しない。
- (3) 高落札率入札調査の調査対象となった場合は、提出された内訳書をもって調査を実施することがある。
- (4) 契約担当者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがある。

(その他)

第8条 第3条、第4条の規定にかかわらず、次の場合においては、別途、内訳書の提出を求めることがある。

- (1) 談合情報を把握した場合
- (2) 高落札率入札調査の調査対象者となった場合
- (3) 低入札価格調査の調査対象者となった場合
- (4) 契約担当者が特に必要と認める場合

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う市発注工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う市発注工事から適用する。

(経過措置)

改正前の中津市建設工事入札金額内訳書取扱要領に基づいて入札公告等を行った市発注工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年11月15日から施行し、同日以降に入札公告等を行う市発注工事

から適用する。

(経過措置)

改正前の中津市建設工事入札金額内訳書取扱要領に基づいて入札公告等を行った市発注工事については、なお従前の例による。